

令和7年度 第6回中央区協議会
(代表会)
会議資料①

【報告事項】

- ア 令和8年度区政運営方針の基本方針について【区振興課】 P. 1
イ 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について
【区振興課】 P. 7

地域分科会からの報告事項（付託事項）

- (1) 諮問事項案件について（1件） P. 13
(2) 協議事項案件について（3件） P. 19
(3) パブリック・コメント（パブコメ）案件について（5件） P. 33

地域分科会からの報告事項

- (1) 中地域分科会【区振興課】 P. 53
(2) 東地域分科会【東行政センター】 P. 63
(3) 西地域分科会【西行政センター】 P. 75
(4) 南地域分科会【南行政センター】 P. 79

令和8年2月12日開催

中央区協議会
(代表会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度区政運営方針の基本方針について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たったの基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>令和8年度の区政運営における基本方針について、中央区代表会及び各地域分科会で協議を行った。</p>
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内 容	<p>中央区代表会及び各地域分科会では、令和8年度も令和7年度区政運営方針の基本方針を継続することについて異議がなかったため、以下のとおり決定したことを報告するもの。</p> <p><令和8年度中央区区政運営方針 基本方針></p> <p>①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり</p> <p>②安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>○今後の主な予定</p> <p>令和8年3月 令和8年度事業を掲載した区政運営方針(案)について分科会で協議</p> <p>令和8年5月 令和8年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告、公表</p>
担当課	中央区区振興課

令和 8 年度区政運営方針の策定について

中央区・区振興課

1 令和 8 年度中央区区政運営方針における基本方針

(1) 背景

令和 6 年度中央区代表会及び各地域分科会において、令和 7 年度から 16 年度までの中長期的な目標である将来像と、その実現に向けた令和 7 年度の区政運営に当たっての 3 つの基本方針を定めた。この基本方針は、原則として毎年度定めるものである。

(2) 策定方針

令和 7 年度区政運営方針における基本方針を令和 8 年度も継続する。

<令和 7 年度区政運営方針 基本方針>

- ①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり
- ②安全・安心に暮らせるまちづくり
- ③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり

2 策定スケジュール

年月	代表会	地域分科会
令和 7 年 10 月	[協議] 令和 8 年度区政運営方針の策定について	
令和 7 年 11 月		[協議] 令和 8 年度区政運営方針の基本方針(案)について
令和 8 年 2 月	[協議または報告] 令和 8 年度区政運営方針の基本方針について ・地域分科会での協議を踏まえ、令和 8 年度区政運営方針における基本方針を協議または報告 ※地域分科会から、基本方針の変更の提案があった場合は協議、なかった場合は報告	
令和 8 年 3 月		[協議] 令和 8 年度区政運営方針(案)について ・令和 8 年度事業を掲載した区政運営方針(案)について意見聴取
令和 8 年 5 月	[報告] 令和 8 年度区政運営方針について ・地域分科会での協議を踏まえ、完成した令和 8 年度区政運営方針を報告	代表会からの連絡事項として報告

令和7年度 中央区区政運営方針 体系図

将来像
(期間：令和7～16年度 (10年間))

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の目指す姿	<p>令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。</p> <p>これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。</p> <p>中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。</p>

基本方針
(期間：単年度 (原則、毎年度策定))

①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の特景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。

また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。

また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

主な事業
(期間：単年度)

P 5
～
P 10

P 11
～
P 13

P 14
～
P 16

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5月代表会、10月代表会において、令和7年度に実施するパブコメ案件(6件)の取扱い結果を報告済。</u> ・ 令和7年度の区協議会におけるパブコメに関する運用は次のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>パブコメの運用区分</p> <p>①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。</p> <p>③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方)</p> </div>
対象の区協議会	中央区協議会(中央区代表会)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新たに追加されたパブコメ案件(1件)について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。</u> <p><追加のパブコメ案件の概要></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施担当課：予防課 ・ 件名：浜松市火災予防条例の一部改正(案) </div> <p><スケジュール></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>2月代表会： 別紙1「フローチャート」により整理することを決定。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5月代表会：4月までに各地域分科会で意向確認したパブコメ案件(5件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>10月代表会：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件(1件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="text-align: center;">▼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>R8.2月代表会：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件(1件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div>
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

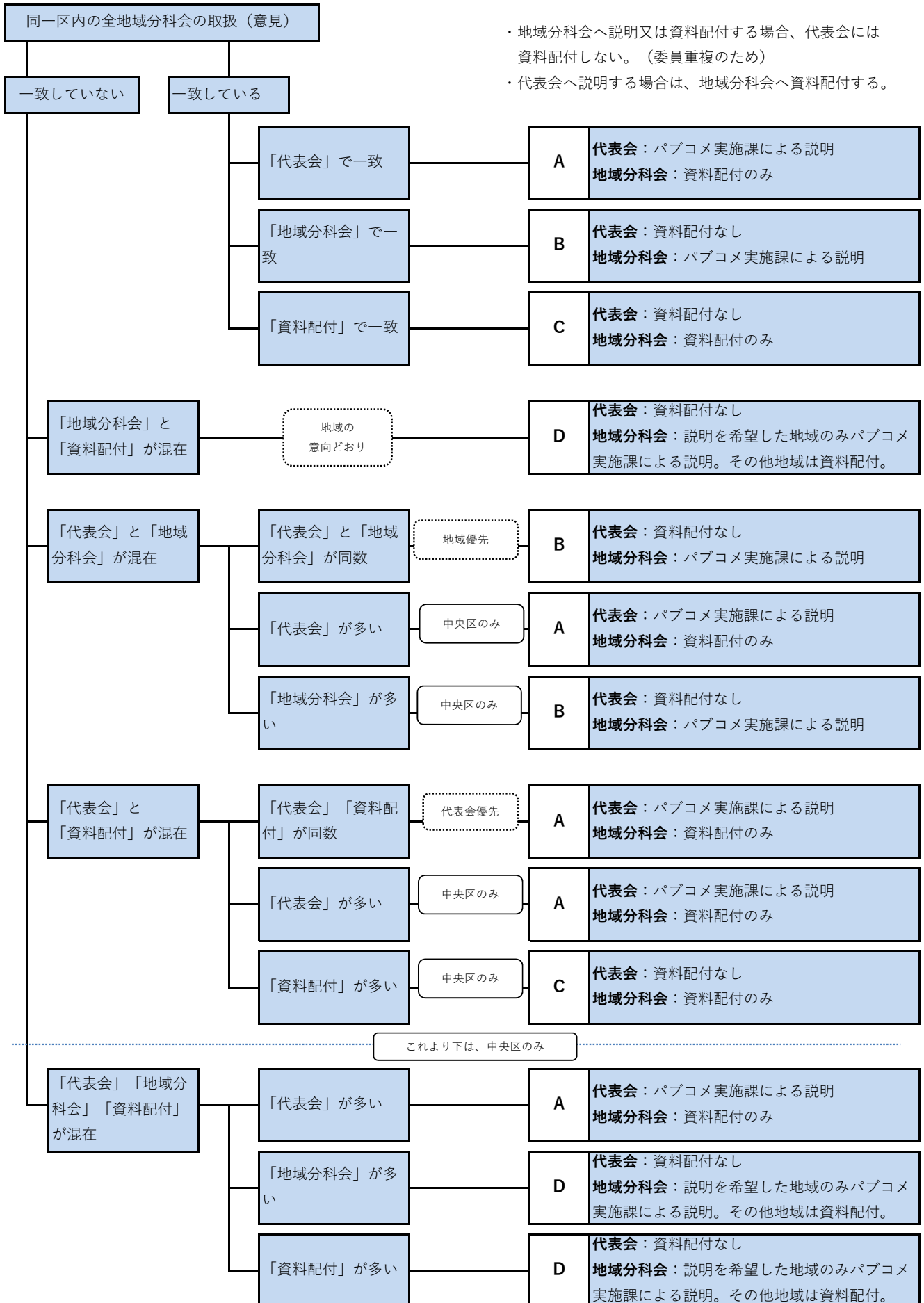
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

フローチャート（パブリック・コメント案件の取扱い基準）

別紙1

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



中央区協議会 パブリック・コメント案件を取扱う会議一覧表

中央区・区振興課

別紙2

《フローチャートによる取扱い区分》

【取扱い項目が全会一致の場合】
指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

- ①最も多い項目を、取扱い項目とする。
- ②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。
 - ・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。
 - ・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。
- ③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会の意向結果				→	フローチャートによる決定			
		中	東	西	南		中	東	西	南
1	浜松市生涯学習推進大綱(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
2	浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
3	浜松市防災都市づくり計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
4	浜松市土地利用方針(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
6	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	分科会	分科会	分科会	資料配付	→	分科会	分科会	分科会	資料配付
7	浜松市火災予防条例の一部改正(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付

R7.12追加

- 代表会 …… 代表会で審議
- 分科会 …… 分科会で審議
- 資料配付 …… 説明なし・概要版配付のみ

(西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園の廃止について</p>	<p>開催月</p>	<p>令和7年11月</p>								
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞阪幼稚園(昭和51年創立)、舞阪第1保育園(昭和38年創立)及び舞阪第2保育園(昭和47年創立)の3園は築40年以上が経過しており、いずれも施設の老朽化が著しい状況である。 令和5年6月に舞阪地区自治会連合会から既存3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書が提出された。 地域からの要望や施設の老朽化の状況などを踏まえ、方針に基づき、舞阪地区の既存3園を統合し認定こども園を整備することとし、令和6年度に基本設計を完了、令和7年度に実施設計に着手している。令和8年度から令和10年度にかけて工事等を実施し、令和11年4月に認定こども園が開園の見込みである。 令和5年4月から休園している舞阪幼稚園については、認定こども園の開園に先立って閉園することについて、地元自治会の理解が得られた。 <p>○内容</p> <p>(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園の廃止について、諮問するもの。</p> <p><スケジュール></p> <table border="0" data-bbox="368 1294 1396 1473"> <tr> <td>1 (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置</td> <td>設置時期: 令和11年4月1日</td> </tr> <tr> <td>2 浜松市立舞阪幼稚園の廃止</td> <td>廃止時期: 令和8年3月31日</td> </tr> <tr> <td>3 浜松市立舞阪第1保育園の廃止</td> <td>廃止時期: 令和11年3月31日</td> </tr> <tr> <td>4 浜松市立舞阪第2保育園の廃止</td> <td>廃止時期: 令和11年3月31日</td> </tr> </table> <p>○答申結果</p> <p>諮問内容について、承認する。</p>			1 (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置	設置時期: 令和11年4月1日	2 浜松市立舞阪幼稚園の廃止	廃止時期: 令和8年3月31日	3 浜松市立舞阪第1保育園の廃止	廃止時期: 令和11年3月31日	4 浜松市立舞阪第2保育園の廃止	廃止時期: 令和11年3月31日
1 (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置	設置時期: 令和11年4月1日										
2 浜松市立舞阪幼稚園の廃止	廃止時期: 令和8年3月31日										
3 浜松市立舞阪第1保育園の廃止	廃止時期: 令和11年3月31日										
4 浜松市立舞阪第2保育園の廃止	廃止時期: 令和11年3月31日										
<p>所管課</p>	<p>幼保運営課</p>										
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>	<p>回答</p>									
<p>1 既存3園は津波の浸水域にあり、施設も古く耐震性に不安があるため、指定避難所として問題はないか。</p>		<p>1 耐震性については、Is値などを見ても問題はない。しかしながら、老朽化が進んでいる点は否めないため、危機管理課などと協議のうえ検討していく。</p>									

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園の廃止について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」(以下「方針」という。)を施行し、規模の適正化や認定こども園化等の検討を進めている。 舞阪幼稚園(昭和51年創立)、舞阪第1保育園(昭和38年創立)及び舞阪第2保育園(昭和47年創立)の3園(以下「既存3園」という。)は築40年以上が経過しており、いずれも施設の老朽化が著しい状況である。 市地域防災計画において、既存3園は、指定避難所に位置付けられており、また、舞阪第2保育園については、津波緊急避難場所に指定されている。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月に舞阪地区自治会連合会から既存3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書が提出された。 地域からの要望や施設の老朽化の状況などを踏まえ、方針に基づき、舞阪地区の既存3園を統合し認定こども園を整備することとし、令和6年度に基本設計を完了、令和7年度に実施設計に着手している。令和8年度から令和10年度にかけて工事等を実施し、令和11年4月に認定こども園が開園の見込みである。 令和5年4月から休園している舞阪幼稚園については、認定こども園の開園に先立って閉園することについて、地元自治会の理解が得られた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存3園の閉園後の施設の利活用については、指定避難所等に位置付けられていることを踏まえ、継続して地元自治会等との協議が必要である。 				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内 容	<p>(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園及び浜松市立舞阪第1保育園、浜松市立舞阪第2保育園の廃止について</p> <ol style="list-style-type: none"> (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置 設置時期：令和11年4月1日 浜松市立舞阪幼稚園の廃止 廃止時期：令和8年3月31日 浜松市立舞阪第1保育園の廃止 廃止時期：令和11年3月31日 浜松市立舞阪第2保育園の廃止 廃止時期：令和11年3月31日 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和7年12月				
担当課	幼保運営課	担当者	尾崎 健	電話	457-2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置及び統廃合の計画について

1 概要

既存の舞阪第1保育園、舞阪第2保育園及び舞阪幼稚園(休園中)の3園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を設置

- (1) 施設名称 (仮)浜松市立舞阪こども園
- (2) 施設種別 幼保連携型認定こども園

【(仮称) 舞阪こども園の新築・統廃合のイメージ】

幼稚園	保育所	
舞阪幼稚園(休園中) 住所：浜松市中央区舞阪町 舞阪 2668-33	舞阪第1保育園(定員 80 人) 住所：浜松市中央区舞阪町 弁天島 3885	舞阪第2保育園(定員 90 人) 住所：浜松市中央区舞阪町 舞阪 2659-3
		

統廃合

幼保連携型認定こども園 (仮称) 浜松市立舞阪こども園 (定員 90 人(予定)) 【所在地】 浜松市中央区舞阪町舞阪 2621 番地の 123 の一部、2621 番地の 177 の一部 【敷地】 市有地 敷地面積約 3,000 m ² 【建物】 2階建て 延床面積約 1,000 m ²
--

2 統廃合・新築の理由

- ・既存の3園はいずれも津波の浸水想定区域内に位置している一方で、認定こども園の建設予定地は、浸水想定区域外に位置しており、安全、安心な保育環境を確保する。
- ・既存の舞阪第1保育園や舞阪第2保育園の土地利用(建替)も検討したところ、地域から「送迎用の駐車場の確保」を望む声があり、2園共に駐車場が十分に確保できていない状況を打開する必要があることから、十分な広さの新たな土地を活用する。

3 経過・今後のスケジュール

R5.4月	・舞阪幼稚園 休園
6月	・「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を施行、規模の適正化や認定こども園化等の方向性を示す方針を策定 ・舞阪地区自治会連合会から3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書の提出を受ける
R6～8年度	・(仮称)舞阪こども園の地質調査、設計等を実施
R8～10年度	・(仮称)舞阪こども園の新築工事
R11年度	・(仮称)舞阪こども園 開園

(仮称)舞阪こども園予定地、舞阪幼稚園、舞阪第1保育園、舞阪第2保育園の位置図



(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

件名	令和7年度市民活動表彰に係る団体推薦について	開催月	令和7年7月															
内容	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域で優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をPRするもの。 原則として各地域(旧7区単位)から1団体を推薦する。 各地域からの推薦団体のうち、1団体を市長賞、その他を区長賞とする。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域からの推薦団体は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="339 781 1428 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 781 435 831">地域</th> <th data-bbox="435 781 799 831">団体名</th> <th data-bbox="799 781 1428 831">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 831 435 976">中</td> <td data-bbox="435 831 799 976">生涯学習ボランティア SAKURA</td> <td data-bbox="799 831 1428 976">佐鳴台協働センターにて、未就学児と保護者を対象とした紙芝居や絵本の読み聞かせを実施。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 976 435 1072">東</td> <td data-bbox="435 976 799 1072">浜松市東災害ボランティア連絡会</td> <td data-bbox="799 976 1428 1072">東地域6地区自治会連合会とタイアップした防災講座を開催。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1072 435 1169">西</td> <td data-bbox="435 1072 799 1169">りんりん会</td> <td data-bbox="799 1072 1428 1169">舞阪支所にて、お菓子を手作りし、75歳以上の一人暮らし世帯を訪問し、お菓子を配布。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 1169 435 1317">南</td> <td data-bbox="435 1169 799 1317">五島地区社会福祉協議会</td> <td data-bbox="799 1169 1428 1317">五島協働センターにて、南の星小児童を対象とした学習支援(※)を実施。 ※江南中生徒がボランティアで学習指導</td> </tr> </tbody> </table>			地域	団体名	活動内容	中	生涯学習ボランティア SAKURA	佐鳴台協働センターにて、未就学児と保護者を対象とした紙芝居や絵本の読み聞かせを実施。	東	浜松市東災害ボランティア連絡会	東地域6地区自治会連合会とタイアップした防災講座を開催。	西	りんりん会	舞阪支所にて、お菓子を手作りし、75歳以上の一人暮らし世帯を訪問し、お菓子を配布。	南	五島地区社会福祉協議会	五島協働センターにて、南の星小児童を対象とした学習支援(※)を実施。 ※江南中生徒がボランティアで学習指導
地域	団体名	活動内容																
中	生涯学習ボランティア SAKURA	佐鳴台協働センターにて、未就学児と保護者を対象とした紙芝居や絵本の読み聞かせを実施。																
東	浜松市東災害ボランティア連絡会	東地域6地区自治会連合会とタイアップした防災講座を開催。																
西	りんりん会	舞阪支所にて、お菓子を手作りし、75歳以上の一人暮らし世帯を訪問し、お菓子を配布。																
南	五島地区社会福祉協議会	五島協働センターにて、南の星小児童を対象とした学習支援(※)を実施。 ※江南中生徒がボランティアで学習指導																
所管課	中央区区振興課、東行政センター、西行政センター、南行政センター																	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 中央区から推薦された上記4団体は、全て「区長賞」として決定。 各地域分科会の場において区長賞表彰式を開催し、受賞団体から活動内容の発表があった。 																	

(中地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

件名	公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想	開催月	令和7年12月
内容	<p>○背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月に第2期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定。庁内会議を設置し、公共施設複合化の検討を実施。 ・複合化にあたっては、子育て支援や教育の充実、地域コミュニティの活性化などの視点から検討し、「元気なまち・浜松」の実現に資する施設を目指す。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐鳴台地区は、小中学校ともに老朽化していること、各1校で隣接していること、児童生徒数の減少により建設当初の教室数に対し学級数が半減していることから、小中一貫校化の検討を開始。同時に、老朽化が進行する協働センターについて、同一敷地内に必要面積が確保できることから小中学校との複合化を検討した。 ・特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実のため、教育と福祉の連携強化の取組みとして、子どものこころの診療所の同一敷地内への併設を検討した。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想」について協議するもの。 		
所管課	教育施設課、市民協働・地域政策課、障害保健福祉課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	担当課回答(要旨)	
	1 「こども・若者の居場所の創造による利便性向上」とあるが、どのようなものを想定しているか教えていただきたい。	1 中高生などのこどもが勉強するための場所や、若者のみならず大人や高齢者にとっても自由に入出りが可能な居心地の良い快適な空間を創造していきたい。	
	2 「佐鳴台地区」の学校を、浜松市の中で先進的な取組をする学校として位置づけていくのか。	2 複合化の第一号となるため、モデル校にしていきたい。	
	3 災害時のことも構想に入っているのか。	3 当該施設は防災拠点としての機能強化を目指しており、避難所開設の迅速化、備蓄倉庫の充実、施設のバリアフリー化などにより要支援者の避難を迅速に行うことが可能になると考えている。	
	4 すばらしい計画である。浜松の第一号という形で全国に広められるような施設を作っていただきたい。	4 (意見)	

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月に第2期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定。庁内会議を設置し、公共施設複合化の検討を実施。 複合化にあたっては、市民の安全・安心と利便性向上のみならず、子育て支援や教育の充実、地域コミュニティの活性化などの視点から検討し、「元気なまち・浜松」の実現に資する施設を目指す。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐鳴台地区は、小中学校ともに老朽化していること、各1校で隣接していること、児童生徒数の減少により建設当初の教室数に対し学級数が半減していることから、小中一貫校化の検討を開始。同時に、同じく老朽化が進行する協働センターについて、同一敷地内に必要面積が確保できることから小中学校との複合化を検討した。 教育全体の課題である特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実のため、教育と福祉の連携強化の取組みとして、施設の老朽化などの課題がある子どものこころの診療所の同一敷地内への併設を検討した。 				
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）				
内 容	「公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想」について、概要を説明するとともに、内容について協議するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議結果を得たい時期：令和7年12月				
担当課	教育施設課 市民協働・地域政策課 障害保健福祉課	担当者	安田 玲 (教育施設課)	電話	457-2403

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

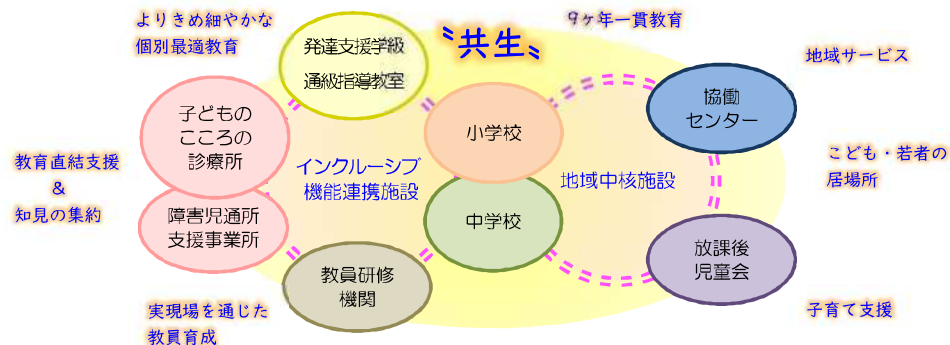
公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想

(案) 「検討資料」

1 目的

- ◆佐鳴台地域の住民交流の促進による地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成
- ◆生涯学習機能や子育て支援施設の一体化、こども・若者の居場所の創造による利便性向上
- ◆小中一貫校化による9年間の学びと育ちをつなぐ小中一貫教育の推進
- ◆医療・福祉・教育連携によるインクルーシブ教育、教員育成・支援の充実
- ◆インクルーシブ社会の実現に向けた施設・環境の創出

2 複合化 機能相關図 ～2軸の複合施設～



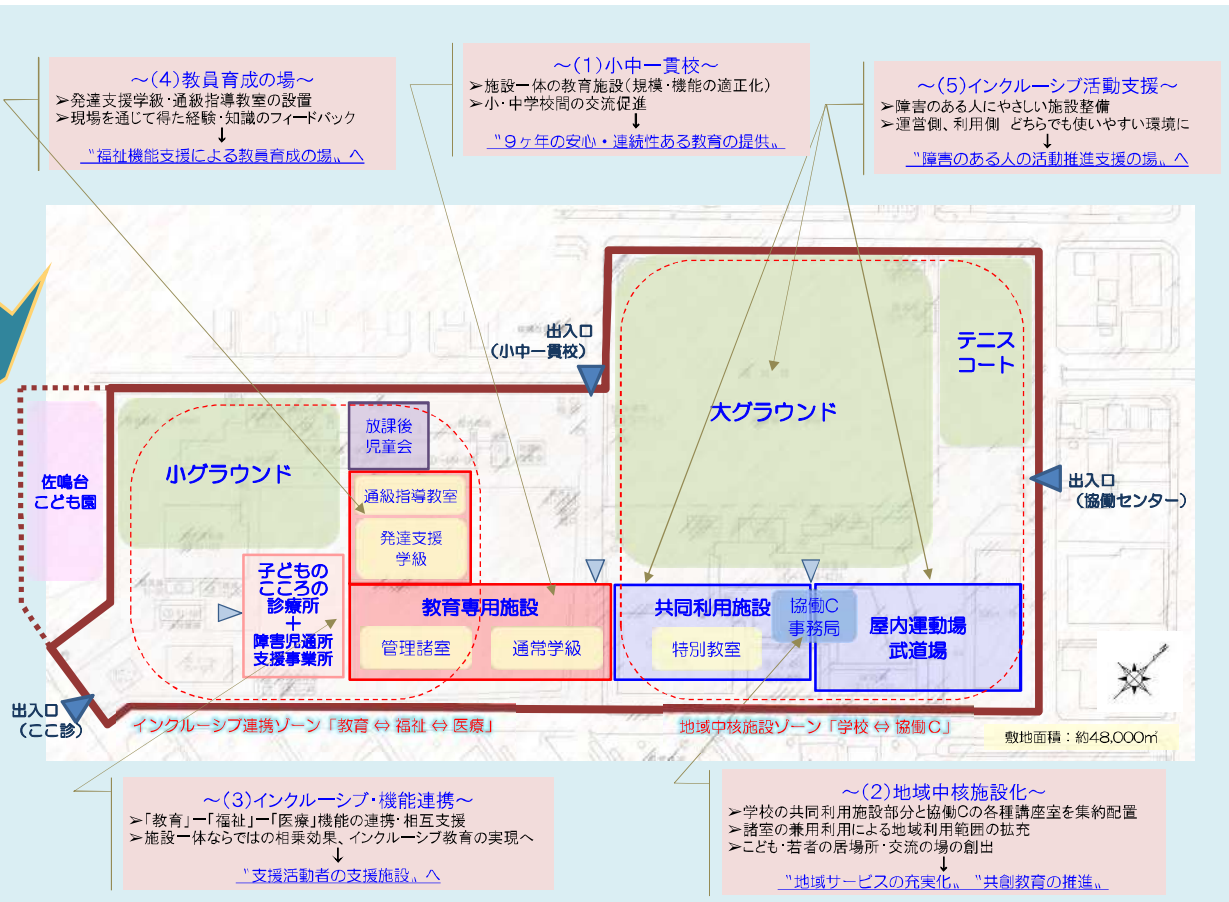
地域サービスの充実化と子どもたちが地域と共に学んでいく「地域中核施設」を目指した学校と協働センターによる効果的な施設活用の実現と、障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会の実現のため、全ての子どもたちが同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」を理念に、教職員の専門性の向上と切れ目のない支援体制を目指した教育・医療・福祉の機能連携強化の実現に向けた、学校施設を中心とした公共機能の施設複合化整備

3 施設複合化イメージ



〈 周辺図 〉

施設名	建設年度 (R7時築年数)	延床面積 (現況)
佐鳴台小/放課後児童会	1976年 (築49年)	5,876㎡
佐鳴台中	1985年 (築40年)	6,236㎡
佐鳴台協働センター	1986年 (築39年)	1,224㎡
子どものこころの診療所	1974年 (築51年)	825㎡
全施設合計		14,161㎡



(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

件名	浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)の策定について	開催月	令和7年11月
内容	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校部活動の地域展開は、国の理念や方向性に基づき、全国的な実施を推進。 ・ 令和8年9月から休日の部活動を段階的に地域クラブに移行していく予定。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年3月末に公表予定の「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」(はまクルガイドライン)に意見を反映させるもの。 		
所管課	学校・地域連携課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 展開のために、市役所と学校及び教育委員会との連携は、少なくとも当面は必要不可欠だと思うが、その体制について説明をしていただきたい。【中地域】	1 市役所と教育委員会は、地域クラブ活動協議会の設置当初から、スポーツ振興課及び創造都市・文化振興課を含め連携している。市役所と学校は、学校の施設開放や市主催イベントへの生徒の参加などの面で連携している。	
	2 こどもが部活動として打ち込む以上は、やはり上手になりたい、勝ちたいという思いを持つと考える。【東地域】	2 地域クラブ活動のターゲットとしては楽しみたい、仲間や地域の方との交流を深めたいと考えるこどもを想定しているが、上手になりたい、強くなりたいと考えた時にそれを阻害するものではない。それぞれの地域クラブに適した活動を共に検討していきたい。	
	3 令和8年8月で休日の部活動が終了するが、部員数が一定数おり、教員が指導の継続を希望している場合、地域クラブの認定を受け、教員が指導者として活動できる可能性はあるか。【西地域】	3 教員という立場ではなく、手続きを経て地域の指導者という立場であれば可能である。	
	4 平日の部活動について、地域展開の時期を知りたい。【南地域】	4 浜松市は部活動が非常に盛んな地域であり、休日の部活動は地域クラブ活動に展開。平日の部活動は当面の間継続し、休日の移行が円滑に進んだ後に検討していく。国は令和8年度から令和13年度までを改革実行期間としているため、その期間が目安の一つとなる。	

第9号様式

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件名	浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の策定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>中学校部活動の地域展開（地域クラブへの移行）については、以下の国の理念や方向性にに基づき、全国的な実施を推進。</p> <p>✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。</p> <p>✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。</p> <p>・本市では、令和5年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、ガイドラインの策定に向け、個別課題の検討を推進。</p> <p>・令和8年9月から休日の部活動を段階的に地域クラブに移行していく予定。</p>				
対象の区協議会	すべての地域分科会、天竜区協議会				
内容	<p>令和7年10月24日付けで、「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン（案）」を公表。</p> <p>ガイドライン（案）の概要を説明するとともに、内容について協議するなど、丁寧な意見交換を行い、令和8年3月末に公表予定の「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」（はまクルガイドライン）に意見を反映させるもの。</p> <p><地域分科会当日></p> <p>①ガイドライン（案）概要説明</p> <p>②質疑応答（意見交換）</p>				
備考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	ガイドライン策定・公表時期：令和8年3月（予定）				
担当課	学校・地域連携課	担当者	堀野 智浩	電話	457-2405

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立中学校の「休日の部活動の地域展開」の取組について

浜松市教育委員会学校・地域連携課

○部活動改革の背景

- ・少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
- ・国の方針として、部活動の意義を継承・発展させた、新たな価値を創出する地域クラブ活動へ展開

○浜松市の方向性

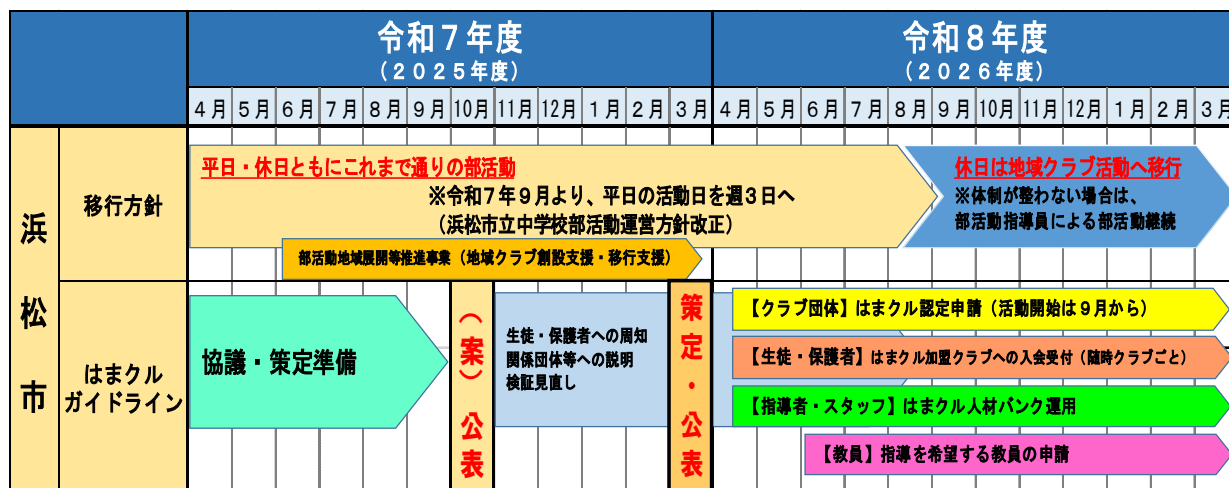
- ・令和8年8月末で休日の部活動は原則終了（一部大会については、部活動での参加可能）
- ・令和8年9月以降、浜松市立中学校の休日部活動は地域クラブ活動へ移行
- ・地域クラブ活動の体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行
- ・平日の学校部活動は当面の間継続、休日の移行が円滑に進んだ後に検討

※10月24日（金）に、『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）』（通称・はまクルガイドライン）を公表

○「はまクルガイドライン」の要点

- ・浜松市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」と定義
- ・地域の多様な団体が運営団体となって地域クラブ活動を運営
- ・基本理念「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」「持続可能な活動環境の構築」
- ・「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」などの生徒をターゲットとした活動
- ・市が定めた要件を規約に明記して申請した団体を「はまクル認定クラブ」として登録
→はまクル認定クラブに対し、中学校施設の無償使用などの支援（支援内容は検討中）

○今後のスケジュール



- ・ガイドライン（案）公表後、市民向け説明会、各地域分科会、関係団体への説明を実施
- ・市民の皆様からの意見、国の動向等を踏まえ、ガイドライン（案）の検討、見直し
→令和8年3月にガイドライン完成版を策定・公表
- ・令和8年4月中旬から、はまクル認定クラブの認定申請及び人材バンクの登録開始予定

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>浜松市防災都市づくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年10月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、平成25年に「防災都市づくり計画策定指針」を公表した。 ・ 本計画の策定により、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図ると共に、復興に向けたまちづくりについて被災前から地域住民と議論し、災害に強い都市の実現を目指していく。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市防災都市づくり計画(案)について意見を伺うもの。 			
<p>所管課</p>	<p>都市計画課</p>			
<p>質問・意見・回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
	<p>1 災害対策本部について、市役所が壊滅的な被害を受けた場合や物資の輸送が滞る可能性を考えて、高台地域にサテライト施設を設けておくことも重要だと思うが、どう考えているのか。【中地域】</p>	<p>1 サテライト施設や広域物資輸送拠点、緊急輸送路の指定などについては、地域防災計画や広域受援計画等で定めている。</p>		
	<p>2 能登半島地震後の復興では、復興予算が生まれず瓦礫撤去などに時間を要した結果、被災者が避難先で定住し地域コミュニティが失われた。浜松市はどのような策を講じる想定か。【東地域】</p>	<p>2 浜松市の場合、災害対策本部に財務部の部局を含み、迅速な予算措置を目指している。地域コミュニティについては、実際に住民の方と協議しながら復興をしていくことで、その維持に繋がっていくとも考える。</p>		
	<p>3 地震と水災害について記載はあるが、風災害について記載はない。本編には記載があるのか。【西地域】</p>	<p>3 防災都市づくり計画では、災害ハザードと都市情報の重ね合わせによる災害リスク分析を行っている。風災害はハザード情報がないため、検討の対象としていないが、風災害により大きな被害があった場合は、復興まちづくり方針に即して対応していく。</p>		
	<p>4 伊豆市の土肥にある津波避難複合施設(テラスオレンジトイ)は、水や食料が備蓄され、平時は観光施設として使用できる。このような施設が浜松市に建設される計画があるか。【南地域】</p>	<p>4 浜松市は平成26年度に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、計画に基づき津波避難タワーや、避難マウンドなどの整備を行っている。津波避難施設としては、観光施設との複合施設を整備する計画はない。</p>		

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市防災都市づくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、防災を明確に意識した都市づくりを促進するため、平成25年に「防災都市づくり計画策定指針」を公表。 ・国は、復興事前準備の取り組みを促進するため、令和5年に「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を公表。 ・今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や激甚化する豪雨への対策など、様々な自然災害に対応した「災害に強い都市づくり」が必要。 ・地域防災計画を補完し、ハード・ソフトの対策や自助・共助・公助を適切に組み合わせた取り組みを推進。 ・災害発生前の「防災・減災」から、災害発生後の被災したまちの「復旧・復興」までの時間軸を踏まえた計画とする。 ・本計画の策定により、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図ると共に、復興に向けたまちづくりについて被災前から地域住民と議論し、災害に強い都市の実現を目指していく。 				
対象の区協議会	中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	<p>浜松市防災都市づくり計画(案)について説明するもの。 なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の大規模災害の被害状況を踏まえると、事前の防災・減災対策のみで被害を完全に防ぐことは困難であり、平時から復興事前準備の取組を検討することが重要であることから、防災・減災対策と復興事前準備の双方を兼ね備えた計画として以下のように基本方針等を設定。 <p>【防災・減災編(地震・水災害)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードと都市情報の重ね合わせにより災害リスクを評価。 ・評価結果から得られた課題を踏まえ、防災・減災に向けた「ハード対策の視点」、「ソフト対策の視点」、及び被災後の速やかな復旧・復興に向けた「復旧・復興対策の視点」の3つの視点から基本方針を設定。 <p>【事前復興編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」のため、災害が起こる前に、復興に向けたまちづくりの方針を示す「復興まちづくり方針図」を作成。 				
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)	令和7年10月1日～30日 令和8年3月		案の公表・意見募集 市の考え方公表、策定・公表		
担当課	都市計画課	担当者	寺本 昇悟	電話	457-2371

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>浜松市土地利用方針(案)のパブリック・コメントの実施について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年10月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市は人口減少期を迎えているものの、依然として都市の外延的拡大、都市の低密度化、都心の衰退が進行しており、公共交通や生活サービスの低下、空き家の増加、インフラの維持管理費の増大などが懸念されている。 ・ 将来にわたる公共交通や生活サービスの推進、都心の活性化、都市経営の効率化を図るためには、目指すべき将来都市構造の実現に向けて、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進することが必要である。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市土地利用方針(案)について意見を伺うもの。 			
<p>所管課</p>	<p>都市計画課</p>			
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
	<p>1 市の中心部に商業施設、赤電沿線に集合住宅、それ以外では集約した一般住宅を建てていくというイメージだが、公共交通の利用が難しいところはどう対応するのか。【中地域】</p>	<p>1 交通計画全体を示す浜松市総合交通計画と、その中でも公共交通に特化した浜松市地域公共交通網形成計画と一体となって本方針を進めていくことにより拠点ネットワーク構造の実現を図っていく。</p>		
	<p>2 都市のコンパクト化は社会インフラの整備が前提となると思う。また、コンパクト化には住民の引っ越しを伴うが、引っ越しは個人の判断がもとなるため時間を要するのではないだろうか。【東地域】</p>	<p>2 ご認識のとおり、急にできるものではないと考えている。世代交代の機会などを捉えて長期的な視点で誘導していく。</p>		
	<p>3 許可宅地の宅地分譲の廃止について教えてほしい。【西地域】</p>	<p>3 「許可宅地の宅地分譲」は、市街化調整区域における閉業した工場などを宅地として分譲することを認める特例制度であり、多数に区画することにより宅地の数が増え、居住の集積が進行することは望ましくないため、これを廃止するものである。</p>		

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	浜松市土地利用方針（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○趣旨・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向け、地域地区制度や開発許可制度など、都市計画法に基づく土地利用計画制度の運用方針を定めるもの。 <p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は人口減少期を迎えているものの、依然として都市の外延的拡大、都市の低密度化、都心の衰退が進行しており、公共交通や生活サービスの低下、空き家の増加、インフラの維持管理費の増大等が懸念されている。 ・将来にわたる公共交通や生活サービスの推進、都心の活性化、都市経営の効率化を図るためには、目指すべき将来都市構造の実現に向けて、コンパクトでメリハリのある土地利用を推進することが必要。 <p>○課題・方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心や各拠点、居住地、集落地において役割分担を整理し、目指すべき将来都市構造を実現するための制度運用を進める。 ・市街化区域の工業系用途地域内では工業用地が減少する一方で商業、住宅用地が増加するなど、産業の空洞化等が進行しているため、市街化調整区域の無秩序な都市的土地利用の抑制、工業系用途地域の工業用地の確保等の適正な土地利用を進める。 				
対象の区協議会	中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	<p>浜松市土地利用方針（案）について説明するもの。 なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p>【目標年次】 浜松市都市計画マスタープランの目標年次である 2045（令和 27）年を本方針の目標年次とする。</p> <p>【土地利用の運用方針】 浜松市都市計画マスタープランの長期的な展望に立った都市計画の理念、目標、基本方針等を実現するための土地利用計画制度の運用方針。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コンパクトな都市づくりのための運用方針 2 都心や各拠点の役割と地域特性に応じた都市機能の集積のための運用方針 3 地域の暮らしに応じた良好な居住環境の形成に向けた運用方針 4 既存工業地の維持・再生と産業拠点の形成に向けた運用方針 5 自然環境・農地の保全と都市のコンパクト化の推進に向けた運用方針 				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	令和 7 年 10 月 1 日～30 日 案の公表・意見募集 令和 8 年 3 月 市の考え方公表、策定・公表				
担当課	都市計画課	担当者	鈴木 緑	電話	457-2371

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>浜松市生涯学習推進大綱(案)のパブリック・コメントの実施について</p>	<p>開催月</p>	<p>令和7年11月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月改定後、少子・高齢化や人口減少の進行、地域と学校との連携の推進、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化している。 ・市民一人ひとりが、それぞれの希望に応じて夢や好奇心を持って自発的に学び活動する生涯学習は、幸福を実感できる豊かな暮らしの実現のために重要となっている。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市生涯学習推進大綱(案)について意見を伺うもの。 		
<p>所管課</p>	<p>創造都市・文化振興課</p>		
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>
	<p>1 市が目指す生涯学習の定義について、協働センターを軸としての活動を中心に考えているようで範囲が狭いように思われるが、この点について市の考えをお聞きしたい。【中地域】</p>	<p>1 生涯学習を行う場には様々な施設や手段があると考えており、本大綱でも施設を紹介するとともに、生涯学習の目的や効果を示すことで、市民の皆さんが生涯学習に取り組む意識の醸成を図りたい。</p>	
	<p>2 地域において生涯学習を主導する人材の確保についても、この大綱(案)には含まれるのか。【東地域】</p>	<p>2 大綱(案)は施策の役割や方向性を示すものであるから、ご指摘のあった事項については含まれていない。下位の計画などで具体的なものを定めることになる。</p>	
	<p>3 市民一人ひとりが自発的に学び活動できる生涯学習は、豊かな暮らしの実現のために是非、継続的に行っていただきたい。【南地域】</p>	<p>3 (意見)</p>	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市生涯学習推進大綱（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市生涯学習推進大綱」は、平成2年10月に策定し、政令市への移行を踏まえて平成21年3月に改定したが、改定後16年が経過している。 ・この間、少子・高齢化や人口減少の更なる進行、地域と学校との連携の推進、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化している。 ・市民一人ひとりが、それぞれの希望に応じて夢や好奇心を持って自発的に学び活動する生涯学習は、幸福を実感できる豊かな暮らしの実現のために重要となっている。 ・今後の本市の生涯学習施策の役割や方向性を示すとともに、市民や生涯学習推進の担い手となる様々な主体が生涯学習に取り組む際の指針となるよう、「浜松市生涯学習推進大綱」を改定するもの。 				
対象の区協議会	中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	<p>大綱案について説明するもの。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p>【目指す姿】 「学びを通して市民一人ひとりの幸福度が向上するまち・浜松」</p> <p>【基本的な方向性】</p> <p>I いつでも、だれでも、希望に応じて学ぶことができる環境づくり</p> <p>II 学びを生かし、発展させることができる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方向性 I の取り組みとして、①学習情報の提供、②学習機会の充実、③学習環境の向上を、基本的な方向性 II の取り組みとして、①参加・活動の場の拡大、②人材の育成を掲げ、施策を推進していく。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集期間 ：令和7年11月19日(水) ～令和7年12月19日(金) ・市の考え方公表：令和8年2月予定 ・改定及び公表 ：令和8年3月予定 				
担当課	創造都市・ 文化振興課	担当者	鈴木 啓友	電話	457-2413

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(東・西地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

件名	浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)のパブリック・コメントの実施について	開催月	令和7年11月
内容	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、2030年度における温室効果ガスの削減目標や、市民・事業者・市が相互に連携して削減目標を達成するための施策を定めている。 国の「地球温暖化対策計画」の2030・2040年度目標値が発表されたことから、本市計画の2035・2040年目標値を盛り込むため、改定する。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について意見を伺うもの。 		
所管課	カーボンニュートラル推進課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 国際連合の諮問機関である気候変動に関する政府間パネルは、日本が2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成したとしても、平均気温の低下は0.006度しか見込めないというデータを示している。国は温暖化対策に10年で150兆円を投じるとしているが、費用対効果を鑑みるに疑問が残るものである。 【東地域】	1 世界的にカーボンニュートラルを目指しており、国が推進する政策でもあることから、市としても取り組まなければならないものとしてご承知いただきたい。	
	2 家庭が主体となって実施すべき取組もあり、普及のためにもより分かりやすい表現としてほしい。【東地域】	2 具体的に各家庭などに実施していただきたい取組については、毎年度策定しているカーボンニュートラル推進計画にて定めている。市民の皆様にも分かりやすいものとなるように努めていく。	
	3 太陽光発電について、防災面での心配があるが、何か考えはあるか。【西地域】	3 太陽光パネルは停電時、自立的に発電ができるため、災害時に活用可能なものである。住宅などの屋根上に設置するものに限らず、壁に設置できるような次世代の太陽電池も増やしていきたい。	
	4 家庭に求めている取組があるが、費用が掛かるため、ハードルが高いと思われる。何か対策を促すための考えはあるか。【西地域】	4 既築住宅に対して、断熱リフォームや家庭単位での支援事業を打ち出していきたい。	

(中・東・西・南地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)のパブリック・コメントの実施について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年12月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度「まちなか賑わい創出実現方策調査検討事業」を実施する中で、市民アンケートやまちなか関係者へのヒアリング等において、ビジョン策定を求める声が多くあった。 ・ 令和8年3月末の認定を目指した中心市街地活性化基本計画を策定とともに、10年、20年後の中長期的なビジョンを策定し、市民と共有して取組む必要があることから同時にビジョン策定をすることに至った。 <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)について意見を伺うもの。 			
<p>所管課</p>	<p>産業振興課</p>			
<p>質問・意見・回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>	<p>回答</p>		
<p>1 “世界水準のまち”とは、具体的にどのようなものか。【中地域】</p>	<p>1 グローバル企業の誘致や人材の獲得、創造都市の発信、インバウンド誘致など浜松市の政策の方向性に合わせ、世界の様々な都市の良い点を取り込むまちづくりを目指して世界水準という言葉を使っている。</p>			
<p>2 静岡市では市街地の商店会が独自に企画して活性化を目指しているところもあると聞く。また、このようにビジョンを提示されても内容が見えてこないと感じる。ビジョンを策定し、内容を説明するだけでなく、その実現に向けて努力していただきたい。【東地域】</p>	<p>2 中心市街地の関係者と危機感を共有し、官民で1年半議論した結果このビジョンの策定に至っている。</p> <p>具体的には5年ごとに中心市街地活性化計画を策定することで実現を目指していく。また、市の行う事業については計画に登載したものに限らず、毎年事後評価を行い、活性化につなげていく。</p>			
<p>3 松菱百貨店は、まちなかのシンボルであり、市民のシンボルでもあった。松菱跡地の活用なくしては、中心市街地活性化のビジョンは描けないと思う。【西地域】</p>	<p>3 松菱跡地の土地所有者や再開発事業の施行者にもご理解をいただきながら、中心市街地の活性化に取り組みたい。</p>			
<p>4 中心市街地活性化は官だけではできない。民間活力についての考え方を説明してほしい。【南地域】</p>	<p>4 バリューの一つ「成長を止めない。未来を現実に。」の中でポイント1として活発な民間投資によるエリアリノベーションにより新たな価値が創出されるまちを目指すとしている。</p>			

中地域分科会における意見・要望等（令和8年2月）

件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置）	開催月	令和7年11月
内容	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 三方原協働センター体育館では、別棟倉庫からポータブルステージを移動させて組み立てているが、経年劣化により設置や撤去が円滑にできない状態である。また、床板の段差により使用時に利用者が怪我をする危険性がある。 移動・設置時の危険性や、設置に多大な労力が必要なことから、女性や高齢者が多い利用団体からポータブルステージの設置は嫌厭されている。 当センターを利用する地域活動団体から、附設体育館の大規模改修に併せて壁面収納式ステージ設置の要望があった。 <p>○要望内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置するよう要望する。 		
所管課	市民協働・地域政策課		
回答 (方針等)	<ul style="list-style-type: none"> 三方原協働センターでは、令和4年度から施設管理や生涯学習講座等の企画運営を、地域住民で構成する浜松北地域まちづくり協議会に担っていただいております。協議会の皆様が中心となって、地域ニーズに沿った様々な取組を進めていただいている。 現在のポータブルステージは、協働センターまつりにおいて、地域活動団体の成果発表の場として活用いただいている。管理運営を担っていただいている協議会の皆様がステージの運搬・設営を行うなか、多大な時間と労力がかかるほか、老朽化による危険性もあるとお聞きしている。 また、地域活動団体等から、日頃の成果活動の発表の場としてステージの活用希望がある一方で、設置に係る労力や危険性により活用を躊躇する要因となっているという声も伺っている。 今後も協議会の皆様が継続して管理運営を担っていただけるよう、また、様々な地域活動において、協働センターの体育館を気軽に安心してご利用いただけるよう、三方原協働センターのステージ設置については、準備や片付けに要する地域住民の負担の軽減と、安全性の確保を図ることを念頭に置き、検討を進めていく。 		

浜市協第 120 号
令和 7 年 11 月 4 日

浜松市中央区協議会中地域分科会
会長 鈴木義明 様

浜松市長 中野 祐介
(市民協働・地域政策課)



三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置についての
要望に対する回答について

(要望内容)

三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置するよう要望する。

(回答)

三方原協働センターでは、令和 4 年度から施設管理や生涯学習講座等の企画運営を、地域住民で構成する浜松北地域まちづくり協議会に担っていただいております。協議会の皆様を中心となって、地域ニーズに沿った様々な取組みを進めていただいております。

現在のポータブルステージは、協働センターまつりにおいて、地域活動団体の成果発表の場として活用いただいております。管理運営を担っていただいている協議会の皆様がステージの運搬・設置を行うなか、多大な時間と労力がかかるほか、老朽化による危険性もあるとお聞きしています。

また、地域活動団体等から、日ごろの活動成果の発表の場としてステージの活用希望がある一方で、設置に係る労力や危険性により活用を躊躇する要因となっているという声も伺っています。

今後も協議会の皆様が継続して管理運営を担っていただけるよう、また、様々な地域活動において、協働センターの体育館を気軽に安心してご利用いただけるよう、三方原協働センターのステージ設備については、準備や片付けに要する地域住民の負担の軽減と、安全性の確保を図ることを念頭に置き、検討を進めてまいります。

令和7年7月9日

中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

三方原地区コミュニティ協議会
会長 鈴木 登志郎

三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置について (要望)

三方原協働センターの体育館には常設ステージが無く、毎回、別棟倉庫と体育館の間に脚付き渡り板を3台（約40kg/台）設置し、館内には養生シートを敷き、ポータブルステージを12台（約60kg/台）移動させて組立てて（12人で約2時間）います。

ポータブルステージは購入から約40年が経過し、経年劣化により骨組みの歪みや金属部の錆びが顕著でキャスターの動きも悪く、設置や撤去が円滑にできない状態となっています。

また、ポータブルステージの高さ調節ねじ（1台につき6か所）を操作しても床板に段差が生じてしまうため、使用時に利用者がつまずく危険性など怪我への留意も必要となっています。

さらに、サッシなどの段差が招く移動時の横転による下敷きやステージが二つ折りの構造であることから骨組みで指を挟む危険性、脚付き渡り板設置時及びポータブルステージ移動作業時に最低2名以上の労力が必要なことなどから、女性や高齢者が多い利用団体ではステージの設置は嫌厭されています。

三方原地区には200人規模の講演会や演奏会が開催できるステージ付きの会場が少なく、当センターを利用する地域活動団体からは、附設体育館の大規模改修に併せて壁面収納式ステージ設置の要望があり、設置と収納が各6分程度と簡易に操作できる壁面収納式ステージが設置されることにより、体育館のステージ設置や撤去作業の負担や怪我の心配が軽減されます。

したがって、講演会や演奏会として利用する地域活動団体の利便性が向上し、地域の活動拠点となる協働センターの機能強化が図られ、地域住民の期待に応えられることから下記のとおり要望します。

記

令和6年度以降先送りとなっている三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置すること。

【要望】 参考資料 1

三方原協働センター附設体育館にステージを設置する手順と収納の現状

① 左：別棟倉庫 右：体育館



② 渡し板を設置し、ステージを移動



③ 倉庫から渡し板を出して設置



④ 倉庫と体育館の間に 3 枚設置



⑤ 倉庫内の格納状況（ステージ）



⑥ 倉庫内の格納状況（渡し板）



⑦組立て時に手を挟みやすい箇所



⑧キャスター一部分



⑨ステージ活用例 その1



⑩ステージ活用例 その2



ND-30

電動式 壁面収納折畳みステージ

全体を広く使える新発想の折り畳みステージ



操作動画公開中
YouTube でチェック!



ND-30 の施工実績
はこちらから

電動式可動ステージ



展開時



展開途中



収納時



展開途中(横アングル)

手動式可動ステージ

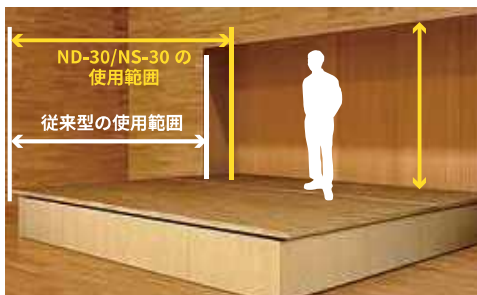
特徴

従来の 2 つ折ステージ



従来の 2 つ折ステージは収納部の天床高が低く、ステージ全体を活用できないことがありました。

ND-30/NS-30



デッドスペース “0”

収納部の天井が高いのでステージに人が乗っても頭が当たりません!

スペースを広々と利用可能!

ステージの収納部を高くて、利用時のデッドスペースをなくしました。

※一部対応できないサイズもございます。詳しくはお問い合わせください。
※床材の長尺シート仕様は、剥離の恐れがあるため不適切です。

簡単ボタン操作



リモートスイッチ(標準仕様)



操作盤仕様



リモート受け

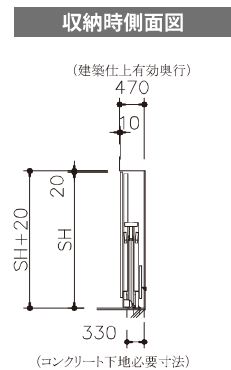
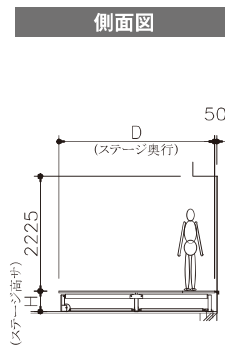
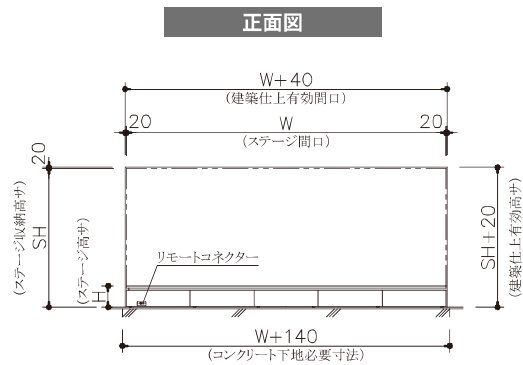
側幕板(着脱式)



ND-30 を展開した時に、ステージ側面の目隠しになります。幕板の仕上材は、設置場所の内装意匠に合わせる事ができます。

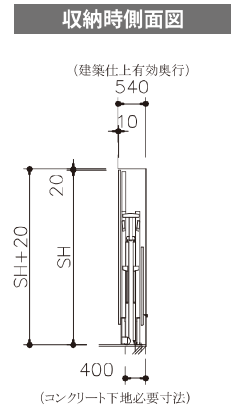
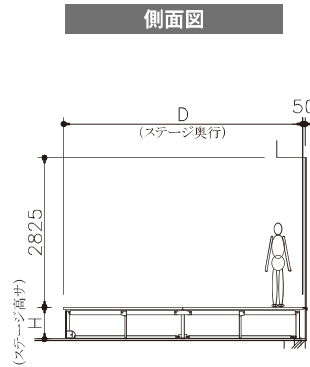
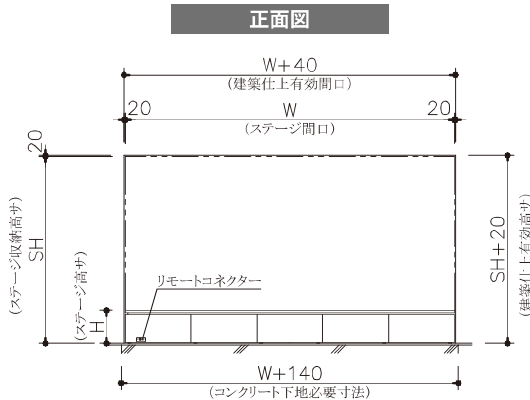
製品参考図

● ステージ奥行 4,000mm 以下



D4000mm 以下 SH = 2400 - 195 + H

● ステージ奥行 4,001mm 以上



D4001mm 以上 SH = 3000 - 195 + H

標準仕様

床材	t12 ナラフローリング
框	ナラ集成材
幕板	ナラ木目ポリエステル化粧合板貼り
走行ローラー	ウレタンゴム
駆動	三相 200V(単相 200V、単相 100V も対応可)

※床材・框・幕板は、設置場所の内装意匠に合わせて様々な材質で対応できます。
※収納部にはコンクリート下地が必要です。

ステージサイズ

間口 (W)	4,000 ~ 16,000	
奥行 (D)	3,000 ~ 5,000	
高さ (H)	300・400・600・800・1000	
収納奥行	奥行 4,000 以下	470
	奥行 4,001 以上	540

単位: mm

※上記サイズは規格サイズです。サイズ・台数は建築計画にあわせて自由に設定できます。

(東地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>自治会と民間事業者等との災害協定の締結状況について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年8月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景又は取り上げた理由 各自治会等が地元の企業や団体と締結する災害協定は、その締結状況について共有することで委員の関心を高め、好事例の横展開が可能になると考えたため。</p> <p>○内容 1月に開催した東地域分科会の「地域課題」の時間において、下記のとおり地域防災委員会から活動報告及び情報発信があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月16日に開催した第3回地域防災委員会にて、東地域内自治会等が締結している災害協定の内容について、別紙「東地域災害協定一覧（以下、「一覧」）」を作成した。 ・災害協定の締結の事例を紹介することにより、締結に係るハードルが下がると思われる。 			
<p>所管課</p>	<p>東行政センター</p>			
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>	<p>回答</p>		
	<p>一覧に記載されていない災害協定について情報があれば共有していただきたい。随時一覧を更新していきたい。</p>	<p>(意見)</p>		

東地域災害協定一覧

協定の種類	対象（自治会等）	締結先企業・団体	協定内容	協定書の有無	締結日
車両の一時避難場所	笠井新田町 (若草団地一部住民)	静岡県温室農協浜松支所	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	不明	—
	北島町自治会	イオンモール浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	北島町自治会	コストコホールセール	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	北島町自治会	エディオン和田店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	龍光町自治会	鈴与建設(株)浜松支店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	龍光町自治会	鈴与オートテックサービス(株)	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	—
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ&スポーツ(株) メガロス浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	有	令和7年3月7日
	北島町自治会	創価学会浜松平和会館事務所	大規模地震時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和元年5月30日
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ&スポーツ(株) メガロス浜松市野	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和7年3月7日
	和田町自治会	(株)杏林堂薬局和田店	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	令和元年12月6日
住民の一時避難場所	植松町自治会	(一社) 中部地域づくり協会浜松支所	大規模地震または風水害時の一時避難場所としての使用（住民）	有	平成27年7月1日
	薬師町自治会	静岡県西部生コンクリート協同組合	災害時の井戸水提供	不明	—
物資等の援助	長上自治会連合会	特定非営利法人サステイナブルネット	災害時の食料提供	不明	—

※一覧に掲載の企業への協力要請は、対象自治会へ確認をした後に行ってください。

※地域防災委員会では個別交渉を行いません。

※協定の詳細については対象の自治会へお問い合わせください。

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所として●●が所有する施設を使用することに関し、〇〇町自治会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、浜松市内に大規模な地震あるいは洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難場所として〇〇町〇〇地区に居住する住民（以下「地区住民」という。）を避難させるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第 2 条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難場所として位置付けたこと、当該場所は、緊急的、一時的な避難場所として乙の協力により開設されるものであることから、当該場所においても被災する可能性があることを理解し、自己の責任において避難する施設であることを地区住民に周知する。

（使用施設）

第 3 条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として地区住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、使用させることが困難であると判断した時はこの限りではない。

使用施設 名称 ●●
所在地 浜松市〇区〇〇 〇番地の〇
位置 ●●の敷地内の●●

（使用範囲）

第 4 条 一時避難場所として使用できる範囲は別紙のとおりとする。

（施設変更の報告）

第 5 条 乙は、使用施設の整備工事その他の事情により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。また、当該事情がなくなり施設が使用できるようになったときも同様とする。

（一時避難場所の開設）

第 6 条 甲は、次の場合、乙に対して第 3 条の施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震や地震による津波あるいは台風等による洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、地区住民の避難に緊急を要する場合。
 - (2) その他、著しく地区住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

(費用の負担)

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を一時避難場所として開設したことにより生じた光熱水費等の費用、損害復旧費用については、甲が負担するものとする。

(期間等)

第8条 本協定に基づく一時避難場所の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の避難所等へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況により延長して利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

①甲においては、〇〇町自治会長

②乙においては、●●長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 氏名 浜松市 区 町自治会
自治会長

乙 所在地
氏名 ●●社
●●長

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所として●●が所有する施設を使用することに関し、〇〇町自治会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、浜松市内に洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を車両の一時避難場所として、〇〇町〇〇地区に居住する住民の車両（以下「車両」という。）を避難させるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第 2 条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難場所として位置付けたこと、当該場所は、緊急的、一時的な避難場所として乙の協力により開設されるものであることから、当該場所においても被災する可能性があることを理解し、自己の責任において避難する施設であることを地区住民に周知する。

（使用施設）

第 3 条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として地区住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、使用させることが困難であると判断した時はこの限りではない。

使用施設 名称 ●●
所在地 浜松市〇区〇〇 〇番地の〇
位置 ●●の敷地内の●●

（使用範囲）

第 4 条 一時避難場所として使用できる範囲は別紙のとおりとする。

（施設変更の報告）

第 5 条 乙は、使用施設の整備工事その他の事情により施設の使用が不可能になるときには、甲に連絡するものとする。また、当該事情がなくなり施設が使用できるようになったときも同様とする。

（一時避難場所の開設）

第 6 条 甲は、次の場合、乙に対して第 3 条の施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震や地震による津波あるいは台風等による洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、地区住民の避難に緊急を要する場合。
 - (2) その他、著しく地区住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

(費用の負担)

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を一時避難場所として開設したことにより生じた光熱水費等の費用、損害復旧費用については、甲が負担するものとする。

(期間等)

第8条 本協定に基づく一時避難場所の開設期間は、災害時等において地区住民の安全が確保され、車両を自宅へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況により延長して利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

①甲においては、〇〇町自治会長

②乙においては、●●長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 氏名 浜松市 区 町自治会
自治会長

乙 所在地
氏名 ●●社
●●長

災害時における〇〇の供給に関する協定

〇〇町自治会（以下「甲」という。）と〇〇社（以下「乙」という。）は、災害時における〇〇の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浜松市内で風水害及び地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、〇〇町〇〇地区に居住する住民（以下「地区住民」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、〇〇の供給に関して、様式1 要請書（以下「要請書」という。）をもって、乙に対して要請することができる。

2 緊急を要する時は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに「要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、地区住民に対して〇〇の積極的な供給を行うものとする。

（運搬、引渡し）

第4条 〇〇の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 〇〇の供給にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定する。

3 第1項に規定する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

(1) 甲においては、〇〇町自治会長

(2) 乙においては、〇〇社〇〇長

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 浜松市〇区〇町自治会
自治会長 〇〇

乙 浜松市〇区〇町 XXXX-XXXX
〇〇社
〇〇長 〇〇

様式 1

年 月 日

〇〇社 様

浜松市〇区〇町自治会
自治会長名

〇〇の供給に関する要請書

「災害時における〇〇の供給に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。
本様式を受信後は、すみやかに下部の要請受諾の可否を連絡担当者宛てに連絡ください。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する〇〇 の種類・数量	品目	数量	単位
搬入先 (複数箇所の場合は別紙 を作成)	住所： 名称： 現地担当者： TEL：		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
備考			
連絡担当者	所属： 氏名： TEL・FAX： メールアドレス：		

【受諾要請可否】 可 / 否 ※どちらかに○をつける。

受諾内容 (一部可能など受諾可否の補 足内容)	
担当者・連絡先(TEL・FAX)	

(西地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>道路沿いの雑草対応について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和8年1月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄踏地区に限らず、雑草が道路上にはみ出したり、歩道を覆ったりして、車両の走行や歩行の妨げになっている。 ・特に道路上まではみ出している雑草を避けようと車両がセンターラインをオーバーし、対向車と追突事故を起こしかねない。 ・行政でも手入れしているが、雑草の成長が早く、常時快適な状況にはなっていない。刈り取り後は見通しが良くなり、運転時に安心感が高まる。 <p>○他の委員に聞きたいこと</p> <p>道路上にはみ出した雑草について、駆除活動を実施するなど地域で対応している場合は、その対策等を教えてほしい。</p> <p>○行政からの情報提供</p> <p>別紙のとおり</p> <p>○内容</p> <p>委員同士で情報交換や意見交換などを行った。</p>			
<p>所管課</p>	<p>中央土木整備事務所(西) 等</p>			
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
<p>1 県が管理する道路はどの窓口になるのか。</p>		<p>1 政令指定都市移行後、県が管理する道路は西地域にはない。</p>		
<p>2 道路にはみ出ている木の所有者に対して、法律に抵触しているという指導はしているか。</p>		<p>2 文書で通知している。</p>		

地域課題（「道路沿いの雑草対応について」）情報提供

1 個人所有の土地における雑草駆除の指導について

市民から雑草駆除の要望があった場合は、現地確認を行った上で、土地の所有者を調査し、土地の所有者に口頭・文書にて対応を依頼している。

なお、除草や越境樹木など土地の適正管理については、次の通り啓発活動を継続的に実施している。

- ・道路へはみ出している草や木の適正管理のお願いを「浜松市公式ホームページ」に掲載している。
- ・除草を含めた農地の適正管理については、農業委員会が、「広報はままつ」や「農業委員会だより」、「浜松市ホームページ」、「いっせい草刈り旬間（年2回）」を通じての啓発活動を実施している。

2 雑草対応の窓口（西地域）

	雑草の生育場所	窓口	問い合わせ先
(1)	浜松市が管理する道路	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(2)	浜松市が管理する河川	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(3)	静岡県が管理する河川	（静岡県）浜松土木事務所	053-458-7261
(4)	国道1号	（国）浜松河川国道事務所	053-466-0111
(5)	農地	農地利用課（農業委員会）	053-457-2481
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129
(6)	空き地など	西行政センター（地域振興）	053-597-1112
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129

浜松市公式LINE「通報サービス いっちょお!」を通じても樹木や雑草に関する通報を受付している。

【参考】令和6年度における「街路樹等」に係る通報件数：237件

3 除草の実施頻度について

(1) 道路及び街路樹帯の除草について

- ・主要道路は、年2回（初夏から秋頃）、委託により実施している。
- ・他路線については、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

(2) 河川の除草について

- ・主要な河川は、年1回（9月頃から）、実施している。
- ・他排水路などは、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

(南地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和8年2月)

<p>件名</p>	<p>地域の高齢化による交通問題について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和8年1月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景 高齢者の運転免許証返納後は、通院や買い物等の活動すべてが止まってしまうなどの課題がある。</p> <p>○内容 地域の高齢化とともに、交通移動手段の確保が難しい現状を踏まえ、意見交換会を行った。</p>			
<p>所管課</p>	<p>南行政センター</p>			
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
	<p>不便さを解消するための地域の取り組み(サポート体制)について教えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアサロン等の地域の集まりや近隣で相談し合い、問題を共有する。 ・安定している三輪車を利用する。 ・移動スーパーや宅配サービスを利用する。 ・送迎バスを出す病院があると聞いたことがあるため確認してみると良い。 ・家族の支援があると良い。 ・地域のシニアサロン等で横の繋がりを強くする。 ・車の乗り合いにより、地域行事等へ参加するなど、お互いに協力し合う体制を作る。 ・コミュニティバスや乗り合い運行等があると良い。 ・スクールバスの空き時間を活用した福祉バスの生活支援事業など、他市町村の取り組みを参考にし、地域と浜松市の力を借りて地域の高齢化による交通問題を良くしたい。 		

